

## 江藤新平の明治維新

——「東京奠都の議」を中心に——

星原大輔\*

### はじめに

「明治初年の政治家のうちで、立法家としてすぐれていたのは江藤新平である。というよりも、立法、制度立案、政府の機構づくりの智恵と手腕となると、この江藤のほかにもその右に出るものはなかった」と、大久保 [1989: 179] は江藤新平を評価している。

江藤の具体的な業績としては、「我が国民法典編纂事業の礎は彼により築かれたものと云ふを得べく、その先駆的偉功は明治法制史上、炳として日星の如しと称すべきだらう」と、民法典の編纂における貢献が夙に指摘されている [手塚 1944: 168-169]。また、江藤は明治3年、わが国の憲法制定の端緒とも言うべき国会会議の設置および運営にも携わっている。国会会議そのものは当時の政治事情によって自然消滅してしましたが、「江藤新平らの制度局が主導した国会会議で議事された諸問題、とりわけ国体の確定などは、その後も政府内の制度確立に際しての重要な課題とな」り、その後の憲法制定の過程に大きな影響を及ぼしたと指摘されている [松尾 1982: 64-65]。

この他にも、太政官職制、学制、宗教行政、

司法制度等々、江藤が関与した分野は幅広い。これらの分野についても、近年注目すべき論文が多数発表され、江藤の評価も高まっており<sup>(1)</sup>、明治初期の政治史・法制史を考察する上で、江藤の実績は無視し得ないと言えよう。

江藤は明治期、鎮将府判事・東京府判事兼会計官判事・中弁・制度取調御用掛・文部大輔・左院副議長・司法卿・参議等々、政府の要職を歴任している [内閣 1927: 88-91]。彼の才能と手腕が維新政府の中で如何に大きかったかが、こうした経歴からも窺い知れよう。しかし、佐賀藩の手明鍵という低い身分であった江藤は、幕末期の中央政局にはほとんど関わりを持たなかったと言ってよい。一体、江藤は何を契機として活躍するようになったのであろうか。

明治2年2月末に帰藩した江藤は、10月朝命によって、再び上京した。出京してきた江藤に対して、三条実美は大弁に任命することを内々伝えたが<sup>(2)</sup>、江藤自身が固辞したため、11月8日に中弁に任じられた [的野 1968: 452]。弁官とは、太政官の下に置かれた、内外庶務の受付を掌る役職で [内閣記録局 1978: 25]、かなりの才能と手腕が必要とされる。毛利 [1997: 64] では、江藤の中弁任命は、明治元年における江藤

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年

の功績が高く評価されたためとしている。しかし、その時期の江藤の動向は、史料的な制約もあって、未だ明確ではない点が多くある。

そこで、本論文では、江藤の関係史料<sup>(3)</sup>や先行研究<sup>(4)</sup>を基に、明治元年における行動を時系列的に整理した上で、最後に、中弁任官に至った要因を考察してみたい。

なお、引用史料の旧字はできるだけ常用漢字に改め、適宜句読点を施した。また、江藤その他の履歴はすべて、[内閣 1927] によった。

## 第一章 江藤の上京

### 第一項 他藩士らとの交流

幕末期の佐賀藩は「二重鎖国」と言われるほど、他藩藩士との交流はもちろん、情報交換すら厳禁されていた。しかし、江藤は幕末期に幾度か藩外に赴いており、そこで培った、長州藩士・土方久元・三条らとの人脈が明治元年以降の活躍の場をもたらしている。

江藤が長州藩士らとの交流を得たのは、文久2年(1862)の脱藩時である。これは、同志的存在であった中野方蔵<sup>(5)</sup>の獄死がきっかけであり、江藤の生涯に大きな転機をもたらした。

昌平黌遊学のため出府していた中野は、交遊していた大橋訥菴らが坂下門外の変の嫌疑を受けたため、3月に幕吏の縛についてしまった。江藤や大木喬任らは中野の釈放を幕府に掛け合うよう藩府に働きかけたが叶わず、中野は5月25日に死去した。この報に接した江藤は「中野已に斃る。吾人にして起たずんば誰か復其志を継ぐものあらんや」と脱藩を決意したという[的野 1968: 141-148]。

文久2年6月27日、江藤は「藩府へ上るの書」<sup>(6)</sup>を呈して佐賀を発し、7月下旬に着京し

た。「木戸孝允日記」慶應4年6月27日条に

江藤は肥前藩旧来勤王之士也、壬戌之歳起志脱藩、竊に余を尋ねて京師に来る、依て余山口繁次郎の宅に潜居せしむ

とある[妻木 1932a: 62]。江藤は京都では木戸の庇護を受け、当時攘夷派公卿として名を馳せていた姉小路公知に面会したり<sup>(7)</sup>、孝明天皇に密奏したり<sup>(8)</sup>、と精力的に活動したという[的野 1968: 154-169]。

しかし、江藤の目には、京都の政情は「人情恟々、取名貪功、終に五覇互に起るの基を相閑候様に移行、崩壊の勢は不待知者して可知也」<sup>(9)</sup>と映り、憤然としていた。そうした折、鍋島閑叟<sup>(10)</sup>が上京の途に就くと報に接し、9月帰藩を決意した。

執政らは帰藩した江藤への厳刑を求める旨を閑叟に上申したが、江藤が呈出した「京都見聞」[藩府の下問に答ふるの書]などに目を通した閑叟の「彼は異日有用の器たり、之をして斬に処せしむべからず」との意向によって、江藤は永蟄居に処せられ、一命を取り留めたのであった[的野 1968: 176-198]。

その後、江藤が土方と三条の知己を得たことは、明治元年以降の江藤の政治的活動を考察する上では留意しなければならない点であろう。これは慶応2年12月7日のことで、「回天実記」同日条に「好晴、肥前藩有志江藤新平、牟田口幸太郎兩人微行にて来候に付、水野溪雲斎方にて面会谈話移時候、七ツ半頃条公より被召、六ツ半頃退出」とある[日本 1972b: 132]。後年、土方は江藤との初対面を「一見如旧、把臂談天下之事、意気豪邁、議論精確、出入和漢、上下古今、抱負之大有不可測者焉」と回顧している

[江藤 1900: 序]。三条や土方らを前にして、古今東西の故事を引きながら、時勢を雄弁に語る江藤の姿が彷彿としてくる。

なお、江藤の蟄居は慶應3年(1867)12月まで解かれなかったというのが通説であった[的野 1968: 287]。ところが「原田小四郎に与ふるの書」<sup>(11)</sup>「佐賀藩主に上るの書」<sup>(12)</sup>「急務囑言」<sup>(13)</sup>などの上申書の内容は、藩外の諸事情にかなり精通していなければ記せないものである。また、的野 [1968: 225-256] にも、江藤が処罰後も幾度となく出藩したことが記されている。

そこで「謹慎処分は表向きで、実際には直正の特命を受けた秘密調査役として活動していたのでは」との推測もされていたが[佐賀 2004]、近年、島 [2005: 1-2] によって、江藤は元治元年(1864)7月19日には赦免されていたことが史料的に明らかになった。したがって、幕末期の行動については再検証が必要であろう。

## 第二項 「掌中記」

幕末の中央政局は、慶應3年(1867)11月の大政奉還、12月の王政復古の大号令によって大転機を迎え、佐賀藩も中央政局に積極的に関与し始めた。先行研究では、確固たる史料がなかったため、江藤が上京した経緯は定かではなかったが<sup>(14)</sup>、「慶應四辰春 掌中記」によって次第に明らかになってきた[岩松 2004]。以下、この「掌中記」を基に、その経緯を整理してみよう。

的野 [1968: 287-290] によれば、大政奉還の報に接した江藤が、目付役の重松基右衛門の仲介で閑叟に面会して時勢を直言したことが、藩論一変のきっかけであったという。そして、王政復古の大号令を知って帰藩した大隈が12月24

日、閑叟に藩を挙げて政局に取り組みよう直談判した結果、藩士の自由行動が許された[久米 1920b: 88-90]。

江藤は29日「夜五ツ半時比、御城御目付方罷出候処」、目付・高木大助から内達があり、翌日、大目付・成富新兵衛から正式に「郡目付役被仰付候旨」が達せられた。また同日、慶應4年1月2日から出勤すべしとの廻達もあった。これは、12月1日、朝廷から藩主鍋島直大宛に「来辰正月より三月迄京都三箇月詰御警衛上京被仰付」との書付があり、1月7日に発途することが決定したからである。

江藤もその随員に加わることとなったため、7日「大木民平〔大木喬任〕、楠田知才〔楠田英世〕、石井龍右衛門、八隈八太郎〔大隈重信〕、徳久幸次郎、中嶋彦九郎、坂部晋三郎、嶋団右衛門〔島義勇〕、坂田源之助、福地六郎右衛門、副島藤七〔 〕内は引用者註」といった義祭同盟<sup>(15)</sup>に共に名を連ねた、志を同じくする人々が、江藤の許に見送りに来た。

同晩、江藤は小田駅へ移動し、8日伊万里中町の京屋に到着した。そして、9日には軍艦「五月丸」に乗込み、あとは京都へ向けて発帆するばかりであった。ところが、その晩、鳥羽伏見戦争の勃発を伝える「京師之申」が到来した。また「長崎外国汽船より、正月初め旧幕府薩長間に開戦したりとの報道ありしにより、長崎鎮台遁走し人心動揺すとの急報」もあったため[久米 1920b: 96]、発帆中止が急遽決定され、「参政中野数馬を先発として大阪に至らしめ、直大出京延期の事を孫六郎に伝へ」ることとなった[的野 1968: 290-291]。

江藤の「掌中記」に「十日、甲子丸へ又々乗移り」「十一日、出船、御酒被為拝領」とあり、

また「正月十一日、玄界洋ニ而数馬殿ヨリ被相達候儀」とあることから、江藤はこの中野数馬を長とする先発隊に加わり、上京の途に着いたことは間違いない。伊万里に留まった直大が1月21日に抜錨して、27日大阪に到着していることから〔的野 1968: 292〕、江藤は1月18日前後に入京したと考えられる。

### 第三項 入京直後の行動

江藤が到着した頃の京都では、佐賀討伐の議が高まりつつあった。

1月3日暮に開戦した鳥羽伏見の戦は、6日に徳川慶喜が江戸へ遁走したため、官軍側の勝利という形で終結した。7日、維新政府は小御所において「征討大号令」を宣読すると共に、在京諸侯に対して「明八日辰刻ヲ限り」旗幟を明らかにすべきことを要求した〔多田 1968: 275-278〕。ところが、在京佐賀藩邸には、藩主はもちろん、重臣も不在であったため、こうした事態に対処できずにいた〔久米 1920b: 91-94〕。そのため、東久世通禧の1月19日付三条宛書翰に「方今之形勢、函領以西ハ王師抗シ候者無之歟ニ候得共、蕭牆之内甚ダ掛念致シ候、万々一蹉跌致候時ハ、肥前肥後ヲ始メ、諸藩ノ方向如何相転可申哉」とあるように、佐賀藩の立場は維新政府から見れば甚だ不鮮明であった〔多田 1968: 275-278〕。

佐賀藩は九州における雄藩の一つで、幕末期からその動向は衆目を集めていた<sup>16)</sup>。それ故に、閑叟と藩主直大がなかなか上京しないため、閑叟が11代将軍家斉の娘を正室とするなど「幕府と特殊の関繋」もあったことから、「佐賀藩は幕府に党して、朝廷に抗せんとするものなり」という疑惑が生じ、薩摩藩士某が「幕府と併せて

先づ佐賀を討つべしとの議」を岩倉具視に建議するに至った〔的野 1968: 294-298〕。

この時、江藤が「長崎警備の重任あれば、我主の参洛を要求せらるゝには、宜しくまづ勅命を以て長崎防備を舍かれて後、上京の旨を達せらるべし」と木戸、後藤象二郎、岩倉に説き、その誤解を解くことに努めたという〔久米 1920b: 94〕。これが、京都における江藤の最初の政治活動であろう。

その後、江藤は京都に在って、他藩の藩士と交流を深めると共に、情報収集に努めていたようである。管見の及ぶ範囲で確認できる江藤の動きは、次の通りである。

2月27日、薩摩の前田杏齋、土方、大木、島と「桃花源中に逢」い、28日には島が<sup>17)</sup>、3月2日には土方が来訪した〔土方 a〕。そして、6日「水野丹後・本庄八太夫・佐田素一郎<sup>白茅り</sup>・木村誠太夫・本山岩之丞」が会主となり、北野七軒笹井樓で行われた、久留米藩と佐賀藩との親睦会に参加した。佐賀藩からは、他に副島種臣と大木が出席している。翌日には、土佐・佐賀・筑前藩の親睦会が祇園一力亭で開かれ、大木と共に出席した。この会には、三条家士である森大和守、薩摩藩士の前田が主賓で、土佐藩からは土方、佐々木高行、林亀吉、毛利恭助、談中新作、前野久米之介、渋谷伝之介が、また筑前藩からは団平一郎らが参加し、各々交誼を温めた〔川添 1983: 169-170〕。

この他、江藤兵部氏蔵「掌中記」<sup>18)</sup>には、江藤がこの頃出合った人物の名や耳にしたと思われる情報が記されている。佐賀から出京して2ヶ月を経たこの頃、江藤、大木、副島らがすでに佐賀藩を代表する人物として周囲から注目されていたことが窺われる。

## 第二章 江藤の任官

### 第一項 江戸偵察と幕府書類の接收

3月8日、土佐藩士の小笠原唯八<sup>(9)</sup>と共に、江藤は「東征諸軍及賊徒ノ情実」を偵察するため、三条から江戸への派遣を命じられた<sup>(20)</sup>。的野 [1968: 307-308] によると、江藤が「三条岩倉等の諮詢に応じて画策する所が」あり、関東偵察の必要性を説いたためであるという。なお、江藤と小笠原は「山道、海道の御総督の御中自然斬りを生ずるの聞へ京都に達するに依り、条公の御使」として派遣された、と谷干城は回顧している [島内 1975: 95]。

ただ、13、14両日の勝海舟と西郷隆盛による談判で江戸城開城が正式決定しているため、江藤が江戸に到着した日付は詳らかではないが、着府した頃にはすでに江戸城接受に向けた準備が進んでいたと考えられる。

江藤は「品川の妓楼に潜居し、身を乞丐姿に紛して江戸に入り、一面には、幕兵の動静を審にし、他面には西郷と勝との講和談判の成行如何を注目し、百方奔走」していた [的野 1968: 310-311]。「島義勇日記」には、江藤が3月25日に島と品川にて会い、ついで、4月2日夜に島と浜野源六が来訪し、7日には島、荒木尚一に同行し、西郷の許を訪れて「用談」を行なった、と記されている<sup>(21)</sup>。

江戸城の接受が行われた11日、江藤は、西郷と海江田信義と共に幕府の評定所に赴いて「政治及び財務に関する枢要の簿書、及び、国別明細図等」を接收したという [的野 1968: 311]。東征軍監として出征した渡邊清は

新平が江戸に着するや直ちに町奉行所に踏込んで其

の書類を悉く取り纏めた、此のことに付てハ誰も気か注かぬのである、維新後に至つて皆な其の書類を基にしてやつたことか余程ある、其の後に至つて大蔵省でも民部省でも、布告を發することに付き参考となりて益を得たること少なからざることである、是れは江藤の功であると思ひます

と、後年語っている [渡辺 1972: 140-141]。

江藤が明治2年11月26日付の大久保利通宛書翰に「諸国之絵図、扱又図高帳、郷帳、租税両帳、刑法書類等散乱致候を取集メ候節」とあり [江藤 f]、具体的には税制や刑法の関連書類の取り纏めに努めたことが判る。こうした書類は、奥羽諸藩の処分や、廃藩置県における行政区画の選定に役に立ったという [的野 1968: 311]。明治元年11月に岩倉宛に呈出した「見込書」で、江藤は「治国之要官ハ会計刑法之両官也」と述べている [江藤 a]<sup>(22)</sup>。旧幕府の書類接收は、こうした政治観に基づいた行動であろう。

しかし一方で、新たなる課題が浮上しつつあった。それは江戸城開城を良しとしない旧幕臣たちの行動である。2月に結成された彰義隊は、江戸開城が決定した以降、「輪王寺宮公親王北后川を奉じて江戸城の官軍と咫尺の間に対峙し市中に横行して傍若無人の挙動」を振舞う有様となり [的野 1968: 317]、さらに、江戸城開城当日、榎本武揚が軍艦の引渡しを拒否して無断で出航し、また歩兵奉行・大鳥圭介や撤兵頭・福田八郎右衛門が部下を率いて江戸を脱走するといった事態も起こった [宮内庁 1968: 670-672]。

### 第二項 「東京奠都の議」

江戸城接受に立ち会った江藤は、三条ら維新政府首脳に着府以後の経緯と関東の現状を報告すべく、4月12日に江戸を出立した。途中、14

日に三島で横浜裁判所副総督として横浜に向っていた鍋直大と面会し、20日に着阪して、三条に報告した〔細川 1932: 419-420〕<sup>23</sup>。

そして、江藤は閏4月1日、佐賀藩の貢士であった大木と連名で「東京奠都の議」<sup>24</sup>を、下阪した岩倉に呈出している。この建議によって、江藤と大木は維新政府における地歩を築いたと考えられる。そこで、まず、この建議が呈出された政治的背景を検討してみたい。

ここで、少し時間を遡ってみたい。大久保が1月、弊習の一新を目的に「大阪遷都」の建議を呈出したが、堂上公卿らの強い反対にあい、頓挫した。そこで、大久保や岩倉らは「親征」を名目に大阪へ行幸することとし、後日大総督府からの東方平定報告を受けて、大阪遷都を宣言し〔筆者註：4月上旬に京都遷幸に方針転換〕、一挙に制度改革を進める方針を立てていた〔下山 1976: 93-95〕。

しかし、4月20日に大総督府から届いた報は、慶喜の水戸退去と江戸城接受だけではなく、幕兵と幕府軍艦の脱走なども伝える内容であった。そのため、維新政府は、ひとまず京都遷幸を決定したが、1) 関東以東の処置、2) 慶喜の処分、3) 徳川家の家名相続人、4) 徳川家の秩禄、5) 江戸城の取扱などの対応策を早急に打ち立てる必要に迫られることになった。そこで、25日に「衆議公論ヲ採り御裁決被遊度思召」によって、親王、三職、公卿、在京諸侯、各藩貢士に対して、それぞれ見込書を取り纏めるよう達が出された〔太政官 1929: 8〕。

一方、岩倉は24日朝、越前藩の青山小三郎に「関東之御所置、公〔引用者註：松平春嶽〕思召御一杯之処、御書取御差出に相成候様、吾藩〔引用者註：越前藩〕徴士之面々へも同様相心得

可申旨」を内々に述べると共に、病で臥せていた閑叟にも同様の趣旨を伝達するよう依頼している。この伝達を受けた閑叟は「明朝まで勘考させて欲しい」と返答したという〔松平 1925: 328〕。しかし、閑叟が閏4月4日に呈出した見込書は、徳川家の相続人は血族内から選び、秩禄高は公論を以って決定すべきと、他に比すれば、非常に簡素な内容であった<sup>25</sup>。一体、何故であろうか。

的野〔1968: 347-348〕には、「東京奠都の議」呈出の経緯について、江藤が大木に関東の形勢を述べ、「今日、揆乱反正の大業を成すは、只速かに帝都を江戸に還して天下の耳目を洗発するに在る」と論じたところ、意見が一致したので、江藤は「大木と共に藩主閑叟に謁して之れが同意を求め」、佐賀藩の藩論として、大木と連署した上で岩倉に建議した、と記されている。

したがって、この建議は、岩倉から下相談を受けた閑叟が江藤と大木に下問して作成させたか、あるいは閑叟が岩倉から下相談を受けた折、偶々江藤と大木が建議して採納されたか、いずれかであろう。ともあれ、閑叟の簡素な見込書は、この建議が佐賀藩の藩論として呈出された事の顕れであろう。と同時に、それは、この建議の政治的影響力を一層高める要因となったと考えられる。

建議の趣旨は次の通りである。「関東のこと人情形勢に随ひ、時機取りはづしなき様」条理に基づいた「恩威両道」相立った「速なる処分」が必要である。慶喜の処分は公論を尽くし「公明正大の潤色を以て」速やかに布告し、

慶喜へは成丈別城を与へ、江戸城は急速に東京と被定、乍恐、天子東方御経営の御基礎の場と被成度、江戸城を以て東京と被定、行々之処は東西両京の

間、鉄路をも御開き被遊候程の事

と、既述した2)から5)までの対策として「東西両京設置」を主張し、

外、皇威を光張し、内、規模を広遠にし、且関東諸軍の人気を御振作、皇風をして一時に煌揚せしむるは、乍恐風輦御東下に若く事なし。一刻も早く風輦を奉じ、諸藩の兵士三四万を召し、只一詮に、雲屯雨集の形勢を充分御張り被遊

云々と、関東親征の必要性を指摘している。この他、処罰した慶喜に「東方鎮撫之命」を命ずることや帰順の意を示した徳川旗下の兵士等を直参とすることなども建言している。

「大木日記<sup>26)</sup>によると、2月1日藩命を受けて入京した大木は、11日に三条宛に建言書<sup>27)</sup>を上呈したという。それには、奠都について

夫レ 皇沢之東州ニ霑ハザルコト殆ト千年ニ近シ、故ニ今日ニ當リ、鎮府ヲ東州ニ被置候トモ、数千年ノ御事業ヲ被大定之御礎基ト云可ラズ、関東城邑封地御取メ之上、江戸城ハ則東京ト御定メ被成、今ノ京ト浪花ト一ニシテ、西京ト被定、在候テ乍恐天子年ニ一度、或ハ兩度、東京ニ行幸可相成、而テ後来之処、東西京ノ間、地勢ヲ計リ、山ヲ抜き、谷ヲウメ、鉄路ヲ開キ、以テ東方経営ノ基礎、道路往来ノ便ヲ計ルベシ

と記してあった [大木 1917: 263-264]。これと「東京奠都の議」を比較してみると、イ)江戸を東京と改称、ロ)東西両京の設置、ハ)明治天皇の行幸、ニ)両京間の鉄道敷設など類似点が多く見られる。したがって、大木の建言を下敷きにして起草したと考えるのが妥当であろう。

### 第三項 任官の由来

この建議は、政府における政策決定に大きく寄与した。採用された要因の一つとして、当時政治課題となっていた、1)関東以東の処置、2)

慶喜の処分、3)徳川家の家名相続人、4)徳川家の秩祿、5)江戸城の取扱一などの他、制度改革、遷都などの懸案事項をも包括的に解決する道筋を提示していたことにある。

そして、閏4月4日の大木の徴士・参与任命、5日の江藤の徴士・軍監任命は、この建議に由来すると考えられる。徴士任官は、彼らが佐賀藩士としてではなく、今後朝臣として政府に参画することを意味する。その以後の江藤と大木の履歴から推考すると、とりわけ明治天皇の東幸、東京治政の担当として抜擢されたのではないだろうか。

在阪の木戸らが閏4月4日付で京都の広沢真臣宛に送った書翰に

尚々宇都宮辺賊徒掃撃の後は慶喜先鋒論、江東新平より岩卿へ可申上候儀可有之候に付、得と被聞召御密議を被為尽度奉存候、今朝準一郎と江東とは得と相談じ、爰元に而は三人のもの〔引用者註：木戸、後藤、小松帯刀〕は同論に御坐候

とある [妻木 1932b: 47-48]。呈出後、江藤は岩倉や薩長土の有力者を訪ね、建議案を実現すべく周旋していたようである。

この日、関東から大総督府参謀・林玖十郎が着京し、「大総督府稟議條款」を政府に呈出した。内容は、3)徳川家の家名相続人、4)徳川家の秩祿、5)江戸城の取扱の他に、6)凱旋の事、7)4、5万の加兵などが盛り込まれていた。これを受けて、6日、8日、9日、10日と、会議が行われたが、ここでも「東京奠都の議」が参考として用いられたようである。大久保の閏4月7日付岩倉宛書翰に「徳川移封之儀尚又今日江東之建言ニ基勘考仕候処」云々と、また同日呈出した建言書に「東京ノ説ヲ以駿府へ移封ト判然御決定被為在候儀、条理ニおいて的當ト

奉存候」と、「江東之建言」「東京ノ説」との表現が見られるからである [大久保 1927: 271-276]<sup>28)</sup>。

しかし、10日の太政官代における大会議では、徳川家の秩禄高は100万石乃至150万石とするが、場所は関東大監察として東下する三条に委任するという内決に留まった。衆議一致に至らなかった要因は、大総督府と太政官内に、「徳川家の処分を寛大な方法で行うことによって旧幕臣の反抗を鎮定しようとする」寛論と、「あくまで戦鬪の継続によって反抗を鎮定しようとする」厳論の対立があったからである。これは、京都と江戸の間に情報隔絶に基づく意思不通が生じていたからであった [下山 1976: 96-102]。

そこで、情報隔絶を打開すべく、江藤を軍監に任命しようと動き始めた。「嵯峨實愛日記」によれば、閏4月1日「岩倉家来山本復一郎」が嵯峨を訪問して「江藤小笠原等ノ事」を談じ、2日に大坂の弁事から「江藤小笠原等ノ事、三道便歎可申達等」といった伺書が届いたという [日本 1927a: 273-274]。

「木戸孝允日記」閏4月3日条に「依て小笠原唯八、肥前江藤新平壬戌の年勤王亡命余救て京都に潜伏せしむ徴士被命、大総督府に属し軍監に被仰付候儀、岩卿に言上し相決す」とあり [妻木 1932a: 16-17]、既述した閏4月4日付の広沢宛木戸他書翰に

此段〔引用者註：有栖川宮熾仁親王の江戸鎮台兼会津征伐大総督任命〕於関東御意味相違不仕候様、小笠原唯八江東新平被差越候節、岩卿よりも御申含有之候様可被申上旨、条卿より被命候

とある。したがって、小笠原と江藤の軍監任命案は1日頃に浮上し、3日に決定したのであろう。

この人事は木戸が岩倉と三条に発案したと考

えられる。その理由は、江藤が現地における経緯と状況を知悉していたことに加えて、木戸が江藤の才能を見込んでいたからであろう。木戸が岩倉に江藤を推挙した翌日、「拔擢の論」を談じた後藤に対して、木戸は

得人難し、一旦挙人又俄に退之、於政事甚害あり、故に容易に人を拔擢するを恐る、拔擢するときは必全任せずんは其れ益なし、其人有て拔擢するは元より公論なり、故に能く其人を知て拔擢するは可なり、不然ときは却て国家之大害を残す

と述べたという [妻木 1932a: 17]。木戸の評価が如何に高かったかが窺い知れよう。

土方「都下日記二」の閏4月4日条に「四半比引取、直ニ肥前人江藤新平方江行、九時引取候事」と、また9日条に「九時ヨリ三条殿江罷出候而致休足居候処、江藤新平来候而段々話共有之、昼比ヨリ共々致参 殿罷而拜謁いたし、四時引取」とある [土方 b]。土方はこの後、江戸鎮台府判事、東京府判事、鎮将府弁事を歴任し、江藤と共に三条の下で江戸民政に携わっている。したがって、土方が4日に江藤に内達を伝え、その後土方らと下東に向けた協議を行っていたのではないだろうか。

### 第三章 江藤と江戸治政

#### 第一項 江戸鎮台の設置

三条ら一行は4月11日未牌〔筆者註：午後2時頃〕、京都を発し、数日間大阪に留まった後、17日江戸に向けて出帆し、24日に江戸城に入城した [宮内省図書寮 1969: 583]。同日、江藤と小笠原は、大総督・有栖川宮熾仁親王に拝謁している [有栖川宮 1976: 59]。

なお、江藤は大阪出帆の直前、東征軍全般の事情を岩倉や三条らに報告するため帰京した島



義勇と「筑楠前屋敷前にて逢」い、船上で一酌している<sup>29</sup>。この時、彰義隊など旧幕臣らの反動が激化していた江戸府下の状況を、島から色々聞いたことであろう。着府した江藤が目にしたのは「官軍は全く御威光無之き姿に相成り、唯々徳川に被侮候様有之」といった状況であった<sup>30</sup>。

関東大監察として東下した三条に与えられた役割の一つは「徳川家の処分」である。三条が着府した24日晚、諸道総督及び参謀らを交えた軍議が開かれた。ここで、京都の太政官の意向が大総督府側に伝えられ、厳論の方針が決定した。そこで、三条は29日、一橋茂栄に、徳川家の家督相続者を徳川亀之助とする勅旨を伝達したが、「城地・禄高之儀ハ迫テ被仰出候事」となっていた〔宮内省図書寮：583-593〕<sup>31</sup>。そのため「旗下は疑念し、或は憤激し、大事を誤らんとす」という状況が生じた<sup>32</sup>。

江藤は5月1日、三条に関東東北の鎮定に関する建言書を呈出し、8日の軍議では大村と共に彰義隊鎮定の急務を主張した。結局、彰義隊が度重なる説得に応じないこともあり、15日早朝に上野で戦いの火蓋が切られた。この戦では、佐賀藩のアームストロング砲が効果を挙げ、維新政府軍の圧勝で終結した〔的野 1968: 325-339〕。これによって、関東以東の政局は新たな局面を迎えることとなった。

三条に与えられたもう一つの役割は「府民の撫輯」である。三条は5月9日付の岩倉宛書翰で「江府ヲ以テ朝廷之有ト被遊候ニ付テハ、速ニ政事向御手ヲ被付候儀、誠ニ急務ニ有之候間」云々と、江戸を「朝廷之有ト」し得る政治組織の必要性を京都に報じた〔宮内省図書寮 1969: 610〕。「熾仁親王日記」5月8日条に、江

戸鎮台の官制案並びに人事案に続いて、「其外役々徴士数輩等、実美調有之候事」と記されており、三条による主導の下、組織作りが進められていた。

彰義隊鎮定後の19日、それまで江戸の民政は「徳川氏に委任し旧制を襲用」していたのを止め、江戸鎮台の設置を決定した。そして、寺社・町・勘定の三奉行所を、社寺・市政・民政の三裁判所として、鎮台管下に設置した〔宮内庁 1968: 730〕。江藤は土方、小笠原、新田三郎と共に鎮台判事に任じられ、21日旧町奉行からの「三奉行所事務及び藩籍」受取に立ち会った<sup>33</sup>。

ところで、大総督府は「何分当今之処、江戸地旗下以下士民安堵致シ候様之御処置急務ニ候、就テハ当府軍事一途御奉命之御事、鎮撫之儀ハ先鋒総督へ仰付有之候得共、矢張総テ当府へ相掛り、実ニ多端、迎モ難行届、右様ニテハ万事粗漏ニ相成、皇国之御大事何共苦心千万ニ候」と、軍事と鎮撫（民政）の分離を訴えていた<sup>34</sup>。しかし、大総督・有栖川宮熾仁親王は江戸鎮台兼会津征伐大総督に任じられており〔宮内庁 1968: 730〕、未分離のままであった。それは、北関東における旧幕軍の脱走兵や奥羽越列藩同盟との衝突が引き続いており、軍政の必要性があったからである。

また、直大が5月3日に下総下野両州の鎮撫取締を命じられたため、佐賀藩は13日、古河に下総野鎮撫府を設置した。それ故、江藤はその連絡役としても江戸鎮台に欠かせない人物であったと思われる。

ところで、京都の太政官は5月12日、政体書を公布したが、そこには「江戸府」の設置が盛り込まれており<sup>35</sup>、江藤は江戸府判事兼帯に任じられていた。しかし、江戸から太政官に届い

たのは、江戸鎮台の設置を告げる報であった。

そのため、岩倉は5月13日付の三条宛書翰で「各局於其地被立會議公論ヲ以確乎タル基礎ヲ据、諸事御裁判有之候へハ随分可相治御見込之趣、其儀ハ恐悦ニ存候、乍去太政官同様ニテハ今後如何之議論モ可有之」と、三条に不快感を示した[岩倉]。これに対して、三条は5月30日付の岩倉宛書翰で

大凡旧慣ニ依り寺社以下三職を立、是迄之規則ヲ得と受取差上 朝廷之制度ニ引直し候方可然相考候間、当分関東之弥平定迄ハ姑息法を以療治仕候方成功速ニ可有之愚慮仕候、偏願クハ暫関東之処ハ度外ニ御治メ願度候、無左候てハ必紛乱を生し候事顯然と存候、兎角只今之処ハ人心を鎮定帰服為仕候義急務と存候、人心服して後如何様之政令も可施行事と存候

と、鎮台設置の目的を説明した[三条]。

三条はなぜこのような判断を下したのであろうか。ここで想起されるのが、既述した江藤の5月1日付三条宛建言書である。江藤は

今日治国の要は尚ほ医の急病に臨み、姑息法を用ると同断にて、必ず民心安堵を目的として、先以鎮定之、左候て、徐々として善政美法御施し有之御儀可然と奉存候

と述べ、「江城ニハ暫ク閣下御座被遊、府内府外八州之御政事被遊度」と建議していた。「姑息法」といった語句や論旨に近似性が見て取れよう。三条が江藤のこうした意見を採用したことは疑いない。

6月19日付の三条宛岩倉書翰に「当分寺社以下三課以姑息法御施行之事、実に穩当御尤に存候、可然所祈候」とあるよう、結局、京都側は江戸鎮台の設置を追認した[大塚 1930: 20-25]。

烏丸光徳が5月10日「関東表へ下向大総督三

条左大将ニ附属シ進退可受其下知」と命じられ、江戸府知事として東下したため、6月5日に江戸鎮台の官制が改正され、江藤は8日、鎮台判事に再任され、民政兼会計營繕を分掌することとなった<sup>96</sup>。

## 第二項 鎮将府設置と東京治政

下山[1976: 118]によると、上野戦争の勝報が届いた5月29日前後から、岩倉や大久保らは明治天皇の東幸を企図し、太政官内で周旋し始めていたという。その準備のため、23日江戸在勤を命じられた大久保が6月21日に<sup>97</sup>、また「江戸の状況を視察して治国の大策を樹つべき」旨を命じられた木戸と大木が25日に着府した[宮内庁 1968: 752]。

的野[1968: 357-348]によると、三条、大久保、木戸、大木、大村らと共に、江藤は「二十七日より二十九日に亘りて会議を開き、東京の名称発表、車駕東幸、及其他の事件を」論議したという。管見の及ぶ範囲で確認できる江藤の動向は次の通りである。江藤は26日、大木と共に大久保を訪問し<sup>98</sup>、ついで27日「四時比」、大久保、大村、木戸、大木が来訪して「御東行一條云々種々」を談じた<sup>99</sup>。ここで、鎮将府と東京府の設置や鎮将府人事など、「御東幸一條」「政体一條」が決定した<sup>40</sup>。

木戸と大木は7月7日帰京し、江戸の状況並び協議内容を報告した。これを受けて、17日「江戸ハ東国第一之大鎮……宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ、因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン」という詔勅が発せられた。そして、江戸鎮台や下総野鎮撫府などは廃止され、鎮将府が設置された[宮内庁 1968: 752]。

しかし、明治天皇の東幸は決定したものの、

堂上公卿らの反対が強く、なかなか実現できなかった。江藤は8月「東京御幸遅延を諫めるの表」<sup>40)</sup>を呈し、東幸の急務を訴えた。明治天皇は9月20日に漸く京都を発せられ、10月13日東京に著御された〔宮内庁 1968: 838-866〕。

ところで『明治天皇紀』10月14日条に「大総督以下三等官以上参内して御著輦を奉賀す、午の刻之れを御前に召し酒錢を賜ひ、且物を賜ふこと差あり」とあるが〔宮内庁 1968: 867〕、江藤は白絹などを拝領している〔江藤 h〕。

この東幸を受けて、18日に鎮将府は廃止され、江藤は23日に東京府判事兼会計官判事に任じられ、社寺庶務出納の担当となった<sup>42)</sup>。その後、11月29日に奥羽府縣取調御用掛、12月4日に東京在勤を仰せ付けられている。

さて、閏4月末の東下以降、江藤は専ら江戸ならびに関八州における民政の職務職掌に当たっている。これは「東京奠都の議」で「旗本のみならず、軽輩下々に至るまで、或は職業を失ひ居候者等は追々御救助に」及ぶ旨を布告すべきと述べているように、度々民政に関して進言していたからであろう。

江藤は「朝廷着手ノ処、先関東ヲ以テ根本ノ地トシ、州郡ノ治モ是ヨリ始ムヘシ」として〔江藤 g〕、維新政府の今後の成否は「関東八州の人民方向の定否」にあると考えていた〔的野 1968: 363〕。江藤の考える民政に関する基本方針は、「富ヲ先ニスル之目的」ではなく、「貧ヲ先ニスル之目的」であった〔江藤 c〕。これに基づいて、江戸府判事の任命後、江藤は「東京弊害七箇条」「政府急務十五条」など、東京の民政に関する建言を行っている。この間における江藤の実績について、既述した以外の点を列挙すれば、1) 軍事金の調達、2) 金銀座の接収、3) 論

功行賞案の取調、4) 奥羽諸藩の処分、などである。これらに関する史料は多数あり、紙面の関係上、それぞれの考察は別稿に譲りたい。

### 第三項 帰藩

江藤は明治2年1月11日、「御用有之候間至急上京可致旨御沙汰候事」を命じられた。明治2年1月29日付の大木宛江藤書翰によると、21日に横浜へ行き、24日発船し、翌日「昼八ツ時比」兵庫に到着した〔佛教 2004: 73-76〕。

それから、2月27日に佐賀に向けて大阪を発船するまでの間、江藤は在京中の岩倉に幾度となく面謁したと考えられる。それは、国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』に、同年2月付の江藤による意見書などが存在しているからである。例えば、3日付の14項目から成る「答申書」〔江藤 b〕、12日付の彰義隊一件以降の東京における状況を報告した「意見書」〔江藤 c〕、20日付の大阪における商業政策に関する「意見書」〔江藤 d〕である。また、「未た年内々、主人〔引用者註：岩倉具視〕俄ニ上京被致候儀も有之候間、是非今日中御面会被致度、乍御足勞御出被下候様可申上旨」と、岩倉が江藤との面謁を希望している14日付書翰もある〔岩倉家執事〕<sup>43)</sup>。

岩倉は、明治天皇の還幸に伴って、明治元年12月22日に帰京し、25日「政体建定」などに関する建白書を提出した。ここで、岩倉は「明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スル」ために「政体取調御用掛ヲ設ケテ其起草ヲ命スヘシ」と建言している〔多田 1968: 685-689〕。明治2年1月23日の版籍奉還を受けて、新たな政治体制、法制の整備が必要になったこの頃、岩倉は「政体取

調御用掛」の一人として、江藤を考えたのではないだろうか。また、岩倉は2月25日にも「外交」「会計」「蝦夷地開拓」の3件を朝議に付することを三条に求めるなど、積極的に政策提言を行っていることもあり [同上: 696-704]、こうした建白書をまとめるに当たっても、江藤に下問したと考えられる。

また、岩倉が江藤を重視していたであろう事は次のことから窺える。岩倉は2月9日、下阪にし、18日に帰京した。これは、造幣局創設や由利公正の大阪知府事任官をめぐる紛糾を処理するためであった [西脇 1993: 29-30]。一方、中御門経之「明治2年覚」2月18日条に「江藤眞去九日下坂昨十八日登京、十日之間賄料被下候様致度旨、岩卿被示」とあり [中御門]、江藤もこの間大阪に居たことが確認できる。したがって、既述した20日付の岩倉宛「意見書」は、江藤が大阪の状況を調査して意見を纏めるよう、岩倉に命じられたものであろう。

ところが、急遽、江藤は閑叟と共に帰藩することとなる。佐賀藩では慶應4年8月から行政機構の改編に取り組んでいたが、藩校弘道館を中心とした書生らが官制改革を、奥羽戦争から帰藩した藩士らが軍制改革を求め、抜本的な藩政改革の実施が急務となっていた [木原 1997: 287-294]。

明治2年1月29日付の大木宛中野数馬書翰に

旧年御咄も申上候通、御藩政改革向弥以六ヶ敷、微力短才之小子共ニ而ハ一歩も果敢取不申候、痛心御推察可被下候、就而ハ旧年も申上候通、殿様之思召且小子輩之希望通、実ニ以御難題、御帰藩之上御輔佐之義、偏ニ希願仕斗ニ御座候

とあるように、直大や中野数馬ら佐賀藩首脳は、大木も帰藩させ、藩政改革の任に当たらせ

ようと考えていた [中野]。しかし、大木は当時東京府知事の職にあったため、断られたようである。

そこで、改革を求める藩士らの要求ということもあり、藩府は在京の閑叟宛に副島の帰藩を求める書状を届けた。閑叟は自身も帰藩しなければ収まらないだろうと考え、政府に暇願と副島拝借願を呈したところ、政府からは4月中旬迄の再上京を条件に、20日に許可された。

さて、この閑叟の願書に江藤の名がないことを考えると、江藤の帰藩は急遽決定したのであろう。久米 [1920b: 347-350] によると、閑叟が「藩政は士民に直接し、生活の細故に渉るが故に、能く大礼を失はずして之を処理する敏活の手腕あるもの」も必要と考え、江藤に白羽の矢を立てたという。江藤は2月21日、

母親儀旧冬ヨリ大病相煩居候付、今一応致面会度旨、国許より申越候、就而者甚奉恐入候得共、日数五十日之御暇被差免被下度奉願候

という帰藩願を呈出し、弁事から帰藩の許可を得ている [江藤 e]。

こうして、江藤は27日、閑叟、副島らと共に発途し、29日に伊万里に着船し、3月1日に佐賀に到着した [鍋島 2003: 944-945]。そして、早速、翌2日には参政格に任じられ、佐賀藩の藩政改革へ取り組んでいく [木原 1997: 294]。

## おわりに

以上、幕末期から明治2年の帰藩までの江藤の足跡を、管見の及ぶ範囲の関係史料や先行研究を基にして、時系列的に整理した。ここから、以下の点が明らかになった。

第一に、これまで不明確であった江藤の明治

元年の詳細な行動である。新しい史料と従来見落とされてきた史料に基づいて、上京の経緯、江戸からの帰阪、明治2年帰藩前などの行動を、具体的な日付をも交えて明らかにした。これによって、先行研究における記述を史料的に立証し得たと思われる。しかし一方で、再検討を要する点も明らかになった。例えば、明治2年帰藩する際、江藤が弁官宛に提出した帰国願では、50日間という期限を設けていた。一体、何故であろうか。残念ながら、本論では、それを解く手がかりを見いだせなかった。

第二に、江藤・大木連名の「東京奠都の議」の持つ意義である。「建議を呈出した」という事実は夙に指摘されていたが、維新政府の方針決定に与えた影響などについては十分検討されてこなかった。既述したように、江藤と大木の朝臣出仕は、この建議によるものである。呈出前後から、大久保や木戸ら政府主要者の日記や書翰に「江藤」の名が見られ始めているのは、建議がそれだけ注目される内容であった事の証左であろう。江藤の生涯を考察する上でも、また東京奠都の過程などを考察する上でも、この建議はより重視して位置づける必要がある。

第三に、岩倉との関係である。明治3年岩倉が呈出した「建国策」の起草に、江藤が当たっているが〔的野 1968: 555-581〕、国会図書館憲政資料室蔵「岩倉具視関係文書」にある書類類から、明治2年の帰藩以前から、岩倉が江藤の能力を見込んで、自身の右腕としようとしていたと考えられる。岩倉は「薩藩の士と謀り、幕府を倒して皇政に復する策を立て、武断を以て之を遂行し、藤原氏以来の旧弊を打破して大政更始を始めた」と雖も、世界に対する国家の経緯に具体的の量度なく、ために内治外交の困難

頻発して当惑し」ていたという〔久米1920b: 212〕。

江藤は青年期に義祭同盟の主宰者である枝吉神陽<sup>44)</sup>から教えを受け、法的素養を習得していた。神陽の学風とは「律令格式や国史を学び、しかも単なる学問としての学問ではなく、飽くまでも実用を重んじる、実践的な」もので、江藤ら「佐賀出身者が薩摩、長州の連中と伍して廟堂で地歩を占めることが出来たのは、全く神陽の薫陶の賜物で」ある、と指摘されている〔島 2003: 194-218〕。まさに、明治初年の維新政府が必要としていた「国家の経緯」を有していたと言えよう<sup>45)</sup>。

以上を踏まえて、最後に、中弁任官に至った要因を考察してみたい。維新政府の有力者であった木戸や三条らは幕末期すでに江藤と面識があり、その才気のある程度認めていたと思われる。それが「東京奠都の議」によって確固たるものになった。一方、この建議によって、大久保や岩倉の評価も得たのであろう。したがって、こうした江藤の才能に対する評価と、佐賀における藩政改革の実績によって、三条や岩倉らは江藤の弁官任官を思い立ったと考えられる。

既述した通り、建議呈出以降、江藤は三条の下で、江戸鎮台・鎮将府の施政方針などの建言を行い、その施政に大きく貢献した。副島が後年、江藤の次子新作に「知子瑚璉器。仍懷乃父風。前年参将府。献策奏戎功。只今能知否。相对吐雄虹。」という書幅〔島 2004: 342〕を贈っているのはその証左であろう。しかし、本論では、江藤の江戸・東京における業績を十分に明らかにできなかった。今後の研究課題としたい。

〔投稿受理日2005. 9. 30／掲載決定日2005. 11. 24〕

## 注

- (1) 狐塚 [1993: 138-170] 西川 [2005: 36-57] など。
- (2) 大塚 [1934: 394-397] の「明治2年覚」を参照。
- (3) 江藤の一次史料は、佐賀県立図書館蔵「江藤新平関係文書」である。ここには、書翰の他、太政官制以下の職制官制ならびに諸法規の草案など、膨大な文書が収められている。現在、江藤関係文書研究会（代表：鳥善高）によって「史料翻刻 江藤新平関係文書：書翰の部」(1)～(5)として逐次翻刻作業が進められている。
- (4) 江藤の生涯に関する主な先行研究としては、[的野 1968] [毛利 1997] の他に、杉谷昭『江藤新平』（吉川弘文館、1986）、鈴木鶴子『江藤新平と明治維新』（朝日新聞社、1989）、江藤冬雄 [著] 毛利敏彦 [監修] 『南白江藤新平実伝』（佐賀新聞社、2000）などが挙げられる。
- (5) 中野については、中野邦一『中野方蔵先生』（中野邦一、1936）を参照されたい。
- (6) 江藤 [1900: 36-39 葉] の全文を参照。
- (7) 的野 [1968: 166-168] によると、その有様を「姉小路公知殿との問答始末」にまとめ、藩府や同志に送ったという。
- (8) 的野 [1968: 170-173] に、密奏全文の翻刻がある。
- (9) 江藤 [1900: 42-44 葉] の「大木民平坂井辰之允に与ふるの書」翻刻を参照。
- (10) 佐賀藩第10代藩主（1814-1871）なお、文久元年11月に家督を直々に譲っている（[久米 1920a: 83-89]）。
- (11) 江藤 [1900: 63-73 葉] の全文翻刻を参照。
- (12) 江藤 [1900: 73-75 葉] の全文翻刻を参照。
- (13) 鳥・星原 [2005: 2-8] の全文翻刻を参照。
- (14) 例えば、的野 [1968: 291] には「南白は藩論一変と同時に藩命に依り、慶應3年12月下旬、出京の途に上れり。……南白の着京日時は明白せざるも、彼は、此の機会を得て单身急行したるものなれば、遅くも歳末年始の間に着京したるは掩ふ可らざる事実なり」とある。
- (15) 龍造寺 [2003: 21] によると、義祭同盟は、楠公父子の忠孝を敬慕し、嘉永3年（1850）5月25日、枝吉神陽らがその父子像を祭ったことを始めとする崇敬団体。
- (16) 幕末期における佐賀藩については、木原溥幸「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」（福岡ユネスコ協会編『明治維新と九州』平凡社、1973、135-203pp.）などを参照されたい。
- (17) 石橋 [1971a: 31] 2月27日条、同28日条を参照。
- (18) 鳥・星原 [2005: 10-25] に翻刻されている。
- (19) 小笠原唯八（1829～1868）は、土佐藩士、諱は茂敬、のちに牧野群馬と改名。慶應4年3月8日、江藤と共に、東征諸軍及賊徒の情実を命じられている。閏4月10日関東監察使に任じられた三条実美に属して東下、5月12日江戸府判事に、19日江戸鎮台判事に任じられた。その後、6月4日軍監となり、白河口の戦に従軍したが、8月23日若松城を包囲中、敵弾に倒れ戦死（『明治維新人名事典』）。
- (20) 維新史料 [1938: 479] 4月20日条の記述による。
- (21) 石橋 [1971a: 32] 3月25日条、4月2日条、同 [1971b: 17] 同7日条を参照。
- (22) [江藤 a] は、会計官を東京府に合併させようとする動きが起こった際、江藤が反論として呈出したもの。
- (23) [土方 a] 4月20日条にも「入夜引取、直二致参殿候而拜謁之处、井上聞多江藤新平東西ヨリ帰上候ニ付拜謁之上、長崎及関東之事情承之、夜半過ニ帰り来候事」とある。
- (24) 的野 [1968: 350-354] の全文翻刻を参照
- (25) 25日の下問に対する答申書は、太政官 [1929: 11-79] に掲載されている。
- (26) 『紀念』（出版社不明、1922、73-93pp.）の全文翻刻を参照。
- (27) 「大木民平建言書草稿」（国立国会図書館憲政資料室蔵『大木喬任文書：書類』2-(6)）を参照、大木 [1917: 260-271] に建言全文が翻刻されている。
- (28) 同時期、前島密が大久保に呈出した遷都に関する建言書には「東京」という表現は見られない [前島会 1955: 440-444pp.]。
- (29) 石橋 [1972b: 26] 閏4月17日条を参照。
- (30) 的野 [1968: 335-338] 所載の5月16日付、原田小四郎宛江藤書翰を参照。
- (31) 三条は閏4月25日付の岩倉具視宛書翰で、「不日兵備夫々手配致シ威武嚴然相立」った上で通達すべきと報じている [多田 1968: 444-447]。
- (32) 「海舟日記」閏4月29日条を参照 [勝部 1973: 67]。

- (33) 東京都 [1959: 221-222] 5月19日条, 21日条を参照。
- (34) 宮内省図書寮 [1969: 574-575] の4月17日付副総裁・軍防局宛大総督府参謀条陳書を参照。
- (35) 太政官 [1929b: 125] 5月12日条を参照。
- (36) 東京都 [1959: 223] 6月8日条を参照。
- (37) 日本 [1927: 463] 5月23日条, 同 [1927: 467] 6月21日条を参照。
- (38) 日本 [1927: 469] 6月26日条を参照。
- (39) 日本 [1927: 464], 妻木 [1932 a: 61-62] の6月27日条を参照。
- (40) 日本 [1927: 469] 6月29日条を参照。
- (41) 的野 [1968: 362-366] に, 「東京御幸遅延を諫めるの表」全文が翻刻されている。
- (42) 東京都 [1959: 234] 10月25日条を参照。
- (43) 「江藤新平関係文書-書翰の部(一)」では, 年代不明となっているが, 内閣 [1927:31] の岩倉具視項明治2年2月14日条に「至急御用有之候間, 早々帰京可致旨被仰出候事」とあることから, 明治2年と推定した。
- (44) 佐賀藩士(1822-1862)で, 副島種臣の実兄。神陽の生涯ならびに学問思想については, 島 [2003] を参照されたい。
- (45) 岩倉に坂本龍馬・中岡慎太郎を紹介した大橋慎三は, 7月6日付の岩倉宛書翰(国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』12-4)で「所謂主将之法ハ務而英雄之心ヲ攬ル之義ニ而, 今日 閣下務而木戸之心ヲ被為攬, 大隈ヲ挙ゲ, 江藤ヲ庸ヒ, 以テ大基ヲ被為興度奉渴望候」と, 大隈, 江藤の重用を勧めている。
- 参考文献**
- 有栖川宮熾仁. 1976.『熾仁親王日記.1』[復刻] 東京大学出版会. 610+2pp.
- 石橋弥作. 1971a.「島義勇の日記(上)」佐賀史談会『佐賀史談』14号. 28-32pp.
- 1971b.「島義勇の日記(二)」同17号. 17-32pp.
- 1972.「島義勇の日記(三)」同18号. 23-28pp.
- 維新史料編纂会編. 1938.『維新史料綱要. 卷8』維新史料編纂事務局. 640pp.
- 岩倉家執事「明治2年14日付, 江藤新平宛書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-38
- 岩倉具視「慶應4年5月13日付, 三条実美宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『三条家文書』191-2
- 岩松要輔. 2004.「幕末佐賀藩における江藤新平関係新資料」第13回江藤新平関係文書研究会レジュメ
- 江藤新作編. 1900.『南白江藤新平遺稿:前集』吉川半七. 75丁
- 江藤新平 a.「明治元年11月24日付, 見込書」国立国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』11-15
- b.「(明治2)年2月3日付, 答申書」同17-4-(8)
- c.「明治2年2月12日付, 意見書」同17-6-(16)
- d.「明治2年2月20日付, 意見書」同17-6-(17)
- e.「明治2年2月20日付, 中弁宛書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-74
- f.「明治2年11月26日付, 大久保利通宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『三条家文書』152-1
- g.「覚」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』921-8
- h.「下賜品覚」同939-1
- 大木遠吉. 1917.『新日本と遷都』新興之日本社. 284pp.
- 大久保利和等編. 1927.『大久保利通文書:卷2』日本史籍協会. 502pp.
- 大久保利謙. 1989.「江藤新平の『悲劇』」『大久保利謙歴史著作集8 明治維新の人物像』吉川弘文館. 179-191pp.
- 大塚武松編. 1930.『岩倉具視関係文書:第4』日本史籍協会. 492pp.
- 1934.『岩倉具視関係文書:第7』日本史籍協会. 554pp.
- 勝部真長編. 1973.『勝海舟全集19』勁草書房. 542pp.
- 川添昭二校訂. 1983.「従二位黒田長溥公伝:上」『黒田家譜:第6巻下』文献出版. 399pp.
- 木原溥幸. 1997.「佐賀藩における明治2年の藩政改革」長野暹 [編]『西南諸藩と廢藩置県』九州大学出版会. 285-320pp.
- 宮内庁編. 1968.『明治天皇紀:第一』吉川弘文館. 945pp.
- 宮内省図書寮編. 1969.『三条実美公年譜』宗高書房. 822pp.
- 久米邦武編述. 1920a.『鍋島直正公伝:第5編』侯爵鍋島家編纂所. 580pp.

- 1920b.『鍋島直正公伝：第6編』侯爵鍋島家編纂所。図版12枚+624pp.
- 狐塚裕子。1993.「教部省の設立と江藤新平」鳥海靖他編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館。138-170pp.
- 佐賀新聞社。2004.「江藤新平の新史料発見、佐賀市の曾孫保管」『佐賀新聞』4月13日付朝刊
- 三条実美「慶應4年5月30日付、岩倉具視宛書翰」国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』R31-39
- 島善高。2003.「幕末に甦る律令」小林宏編『律令論纂』汲古書院。179-231pp.
- 監修。2004.『副島種臣全集：第1巻』慧文社。525pp.
- 2005.「史料翻刻 江藤兵部氏蔵江藤新平関係文書解題」早稲田大学社会科学学会『早稲田社会科学総合研究』5(3). 1-2pp.
- 島善高・星原大輔。2005.「史料翻刻 江藤兵部氏蔵江藤新平関係文書」同上5(3). 1-49pp.
- 島内登志衛編。1975.『谷干城遺稿：一』東京大学出版会。図版14枚+439pp.
- 下山三郎。1976.『近代天皇制研究序説』岩波書店。365pp.
- 太政官編。1929a.『復古記：第四冊』内外書籍。791pp.
- 1929b.『復古記：第十冊』同。988pp.
- 多田好問編。1968.『岩倉公実記：中巻』〔復刻〕原書房。1053pp.
- 妻木忠太編纂。1932a.『木戸孝允日記：第一』日本史籍協会。464pp.
- 1932b.『木戸孝允文書：巻三』同。482pp.
- 手塚豊。1944.『明治初年の民法編纂：江藤新平の編纂事業と其の草案』司法省秘書課。170pp.
- 東京都。1959.「東京府史提要抄」東京都編『東京府の前身市政裁判所始末』東京都。219-238pp.
- 内閣修史局編。1927.『百官履歴。上巻』日本史籍協会。498pp.
- 内閣記録局編。1978.『明治職官沿革表：合本1』原書房。32+204+256pp.
- 中野数馬「明治2年1月29日付、大木喬任宛書翰」明治大学刑事博物館蔵『大木喬任文書』ハ-6
- 鍋島家文庫。2003.「贈正二位公御年譜地取」佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料：第1編第11巻』佐賀県立図書館。407-996pp.
- 中御門経之「明治二年覚」早稲田大学図書館蔵『中御門家文書』冊子21
- 西川誠。2005.「廃藩置県後の太政官制改革」鳥海靖他編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館。36-57pp.
- 西脇康1993「明治新政府の金座接收と金座の終焉(9)」(『月刊収集』第18巻8号、書信館出版、27-31pp.)
- 日本史籍協会編。1927.『大久保利通日記：上巻』日本史籍協会。496pp.
- 1972a.『嵯峨實愛日記：二』東京大学出版会。414pp.
- 1972b.『野史台維新史料叢書。24回天実記。2』同。254pp.
- 土方久元 a.「都下日記一」首都大学東京図書情報センター所蔵『土方久元関係文書』C3-(3)
- b.「都下日記二」同上 C3-(3)
- 佛敎大学近代書簡研究会〔編〕。2004.『元勳・近代諸家書簡集成：宮津市立前尾記念文庫所蔵』宮津市。599+3pp.
- 細川家編纂所。1932『肥後藩國事史料：巻八』〔改訂〕侯爵細川家編纂所。900pp.
- 前島密。1955.『鴻爪痕：前島密伝』〔改訂再販〕前島会。図版14枚+710+18pp.
- 的野半介。1968.『江藤南白：上』〔復刻〕原書房。708pp.
- 毛利敏彦。1997.『江藤新平：急進的改革者の悲劇』〔増訂版〕中公新書。230pp.
- 松尾正人。1982.「明治初年の国法会議」吉川弘文館『日本歴史』412. 48-65pp.
- 松平春嶽。1925.『戊辰日記』日本史籍協会。589pp.
- 龍造寺八幡宮・楠神社。2003.『楠公義祭同盟』楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会。250pp.
- 渡辺清。1972.「明治30年11月21日渡辺清談話」『史談会速記録：合本12』〔復刻〕原書房。109-142pp.